

訪問型サービス（現行相当）

（サービスコード：A2）

R6. 4. 1改定

|            |  |
|------------|--|
| サービス内容     | <p>○現行の介護予防訪問介護と同様のサービス</p> <p>○サービス提供の時間⇒現行の基準省令に準じる</p> <p>○サービスの支援内容⇒現行の基準省令に準じる</p>  |
| 対象者        | ○要支援認定者及び事業対象者   |
| サービス提供の考え方 | <p>○身体介護が必要なケース</p> <p>○認知症で多様なサービスの利用が難しいケース<br/>（主治医意見書等にて認知症の診断がある方）</p> <p>※状態等踏まえながら、緩和した基準によるサービスの利用を促進</p>  |
| 事業の実施方法    | ○事業者指定(平成 27 年 4 月 1 日以降事業所開設者は申請が必要)  |
| 人員基準       | <p>・管理者※1 常勤・専従 1 人以上</p> <p>・サービス提供責任者※2 常勤の訪問介護員等のうち、利用者 40 人に 1 人以上<br/>【資格要件:介護福祉士、実務研修修了者、3 年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修修了者】</p> <p>・訪問介護員等常勤換算 2.5 人以上<br/>【資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者】</p> <p>※1 支障がない場合、他の職務、他事業所等の職務に従事可能</p> <p>※2 一部非常勤職員も可能</p> |
| 設備基準       | <p>・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画</p> <p>・必要な設備・備品</p>  |
| 運営基準       | <p>・個別サービス計画の作成</p> <p>・運営規定等の説明、同意</p> <p>・提供拒否の禁止</p> <p>・訪問介護員等の清潔の保持、健康状態の管理（現行基準と同様）</p> <p>・秘密保持</p> <p>・事故発生時の対応</p> <p>・廃止、休止の届出と便宜の提供 等</p>   |
| サービス提供者    | ○指定訪問介護事業所の従事者   |
| ケアマネジメント   | ○原則的なケアマネジメントのプロセスにて実施（ケアマネジメントA）  |
| 個別サービス計画   | ○必要  |
| 計画期間       | ○介護予防訪問介護に準じる  |
| 単価         | <p>週 1 回程度 1 月につき 1,176 単位</p> <p>週 2 回程度 1 月につき 2,349 単位</p> <p>週 3 回程度 1 月につき 3,727 単位 ※要支援 2 の方のみ</p> <p>※加算減算についてはすべて適用</p>  |
| 利用料        | ○1 割～3 割   |
| 給付管理       | <p>○対象</p> <p>・要支援者⇒介護度による予防給付の支給限度額</p> <p>・事業対象者⇒予防給付の要支援 1 の限度額</p>   |
| 事業者への支払    | ○国保連経由での審査・支払  |